

# 裾野市議会基本条例と解説

〔平成24年10月1日〕  
条例第28号

改正 平成25年3月1日条例第3号 令和2年10月8日条例第3号  
令和4年3月25日条例第16号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条）
  - 第2章 議会（第2条―第5条）
  - 第3章 議員（第6条）
  - 第4章 議会と市民（第7条―第9条）
  - 第5章 議会と行政（第10条―第13条）
  - 第6章 自由討議の保障（第14条・第15条）
  - 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条―第18条）
  - 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条―第22条）
  - 第9章 継続的検証及び見直し（第23条・第24条）
- 附則

### （前文）

富士山のすその<sup>そん</sup>に存する裾野市。

その裾野市民から信託を受けた議員により構成される裾野市議会は、同じく市民の信託を受けた市長とともに、二代表制のもと、裾野市の代表機関を構成する。

議会は、市民を代表する合議制の議事機関として、また、市の条例や政策を決定する権限と行政監視権限とを有する意思決定機関として存在する。また、市長は、執行機関としての責任を負う。両者は、共に市民福祉の向上及び市政発展のため、市民の意思を市政に反映させ、最良の意思決定を導くという共通の使命が課せられている。

議会がその責務を果たしていくためには、議会活動の活性化を目指す。そのために、市民への情報公開の推進と市民参加の拡充、市長等執行機関との健全な緊張関係の保持、議員間の議論の推進、議員の資質向上等、自ら議会改革を積極的に進めることが求められる。

裾野市議会は、地方分権時代にふさわしい市民に開かれた議会を目指し、議会自らあるべき姿を明らかにするとともに、裾野市のさらなる発展のため、ここに議会の最高規範として裾野市議会基本条例を制定する。

#### 【解説】

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識などを明らかにし、条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。
- ・条例制定の背景や、議会としての決意表明をあらわすものでもあります。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則などを定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより市民の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

**【解説】**

- ・議会の役割を明確にし、議会に関する基本事項を定めることにより、市民の信託に的確に応えるとともに、市民の福祉の向上・市政の発展をめざすことを目的としています。

第2章 議会

**(議会の活動原則)**

**第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、運営しなければならない。**

- (1) 市長又は執行機関の事務の執行について、適正な市政運営がされているか、監視、評価等を行うこと。**
- (2) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。**
- (3) 議会活動の公正及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。**
- (4) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう市民参加の機会の拡充に努めること。**

**【解説】**

- ・議会活動の主要な役割である執行機関の事務の執行に対する監視、評価の実施を定めています。
- ・評価とは市民への理解等が十分なされているか判断すること、等とは、理解等が不足であれば善処を要望することを示します。
- ・市政に対する調査研究を推進し、その中で明確となった問題点等に対し積極的に政策立案、政策提言を行うことを定めています。
- ・議会活動の公平性及び透明性の確保に努め、市民に分かりやすく理解の得られる開かれた議会をめざすことを定めています。
- ・市民の多種多様な意見を把握するとともに、その意見を適切に政策形成に反映するため、議会への市民参加の機会の拡充に努めることを定めています。

**(議決責任)**

**第3条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等の議決結果を市民に対して説明する責務を有するものとする。**

**【解説】**

- ・議会権限である議決責任に対する認識をしっかりと持ち、市民に対し、議決内容の審議過程や結果を市民に明らかにすることを定めています。

**(委員会及び委員会活動)**

**第4条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的、かつ、詳細に審査するとともに、新たに生ずる行政課題等に迅速、かつ、的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。**

**【解説】**

- ・委員会及び委員会活動については、市民からの多種多様な要望等についての議案、政策等を効率的、かつ、詳細に審査する責任があり、行政課題等に迅速、かつ、的確に対応するために委員会を適切に設置、活用することを定めています。

### (会派)

**第5条 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって、会派を結成することができる。**

#### 【解説】

- ・ 基本的政策が一致する2名以上の議員をもって政策集団を結成することができます。

## 第3章 議員

### (議員の活動原則)

**第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。**

- (1) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 市民全体の福祉の向上をめざし、広い視点及び長期的展望を持って活動すること。
- (4) 自らの資質の向上を図るため、不断の研鑽に努めること。

#### 【解説】

- ・ ここでは、市民の代表としての議員の活動原則を定めています。
- ・ 市の政策形成に必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うことが求められます。議会が言論の府であり合議制機関であることは、議会制度において最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を重視し、積極的に推進することを定めています。
- ・ 市政における課題全般について、多様な住民の意見を把握することは重要な活動の一つです。地域などの個別事案だけでなく、市全体の福祉の向上をめざして活動することを定めています。
- ・ 議員は、議員としての資質向上に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを定めています。

## 第4章 議会と市民

### (議会と市民との関係)

**第7条 議会は、市民に対してその有する情報を積極的に発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。**

- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図るものとする。

#### 【解説】

- ・ 議会の果すべき重要な責任として、情報公開の徹底と、市民に対する説明責任の履行を定めています。
- ・ 原則公開とする会議については、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会とすることを定めています。
- ・ 法律に基づく公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の意見・見識を十分に聴取し、自由討議に反映させ、政策水準の向上をめざすことを定めています。
- ・ 多様な住民意見・意思を聴取するための意見交換の場を多様に設け、そこから発生する市政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを定めています。

### (意見交換会)

**第8条** 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報、意見等を交換する意見交換会を行うものとする。

#### 【解説】

- ・ここでは前条第4項の「市民との意見交換の場」の一つとして意見交換会を設けることを義務化し、明文化しています。
- ・多様な住民意思・意見を聴取する場として、積極的に向いて意見交換会を行うこととしています。

### (議会広報の充実)

**第9条** 議会は、市政に係わる情報を、議会の視点から市民に対して十分な情報公開を行うものとする。

**2** 議案に対する各議員の意思表示を議会広報で公表するなど、情報提供に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・議会の広報活動は、市政に係わる重要な情報を議会の視点から、市民にわかりやすく周知し、十分な情報公開をすることを定めています。
- ・議決責任を明確にするため、議案に対する各議員の賛成又は否決などを議会広報で公表するよう、情報提供に努めることを定めています。

## 第5章 議会と行政

### (市長等との関係)

**第10条** 議会は、二元代表制の一翼として、市長その他の執行機関及びその他の補助職員等（以下「市長等」という。）と議会が有する権限と役割の違いを認識し、次に掲げるところにより、議会機能を十分に発揮するものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会へ出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、質疑及び質問の趣旨を確認するため発言及び反問することができる。
- (3) 議会は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、執行機関の主宰する審議会等に委員の選出及び派遣をしない。
- (4) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の透明性を確保するため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

#### 【解説】

- ・議会は、二元代表制の一翼として、議会と行政の持つ権限と役割の違いを認識し、議会機能を十分に発揮することが重要となります。
- ・審議の論点並びに争点を明確化することを目的に、一問一答方式の導入が規定されています。
- ・市長等、出席要求を受けた者は議長又は委員長の許可を得て、質疑及び質問の趣旨の確認及び反問をすることができることを定めています。
- ・反問権の具体例としては
  - ①議員の質問内容が理解できない場合
  - ②議員の質問内容が市政に関係ない場合

③議員の質問が理論的な面や財政的な面から無理があると思われる場合（見解の相違） というケースを想定しています。

- ・法律等で定められた場合を除き、執行機関の主宰する審議会等の委員には就任しない事（充て職の禁止）を定めています。議会選出の場合、議会の意思を委員として表明できるのか、あるいは、選出議員の意見が議会の意思として捉えられてしまう恐れがあるといった疑念が生ずるためです。

#### **（制度の積極的活用）**

**第11条 議会は、法第96条第2項の規定に基づく議決事項の規定を積極的に活用し、執行機関とともに責任を担いながら、計画的、かつ、透明性の高い市政運営に努めなければならない。**

#### **【解説】**

- ・二代表制の下、議会の機能を発揮しその責任を果たしていくため、市政全体に関わる重要な事案等に関しては議決事件を定めることとしています。
- ・このため裾野市議会の議決すべき事件については、各条例で規定されています。
- ・これまでは議会基本条例の中では、総合計画の基本構想及び基本計画を議決事項と規定していましたが、新たに総合計画策定条例が制定されることを受け議会基本条例を改正いたしますが、今後も法第96条第2項の規定に基づく議決事項の規定を積極的に活用し、透明性の高い市政運営に努めます。

#### **（議案審議における論点情報の形成）**

**第12条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議案審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、必要性、総合計画における位置付け、財源措置等について明らかにするよう求めるものとする。**

#### **【解説】**

- ・行政が重要な政策を提案する場合、政策の公正性、透明性を図り、政策水準を高めるため、必要性、総合計画における位置付け、財源措置等の条件を示すことを求めています。これは、議会審議における論点の明確化を図ることを目的としています。
- ・なお、市長が提案する重要な政策とは、  
「市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業」  
をいいます。

#### **（予算及び決算における政策説明）**

**第13条 議会は、予算及び決算の審議においては、前条の規定に準じて、分かりやすい政策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。**

#### **【解説】**

- ・議会は、予算、決算の審議においても、前条の規定（趣旨）に準じて分かりやすい説明・資料を求めることを定めています。

### 第6章 自由討議の保障

#### **（議会の合意形成）**

**第14条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を中心に運営しなければならない。**

**2 議会は、本会議及び委員会において議案等の結論を出す場合、議員間の議論を尽く**

して合意形成に努めるものとする。

【解説】

- ・ 議会は、言論の府であるとの原則から、議員間の自由討議を中心とした議会運営を行わなければなりません。
- ・ 議会は、それぞれの会議における審議結果を出すにあたっては、議員間の自由討議により多様な意見を出し合った上で合意形成に努めることを定めています。

(政策討論会)

**第15条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、認識を共有し議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を開催するものとする。**

【解説】

- ・ 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、全員が一堂に会し、二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高めることが必要とされます。
- ・ 認識を共有し議論を深めるため、各議員が意見の交換を行う政策討論会を開催することを目的とします。

#### 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

**第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。**

- 2 議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民及び他の自治体の議会等との研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、議員にこの条例の目的を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員研修を行うものとする。

【解説】

- ・ 活発な議会活動を行っていくためには、議員は高度の政策形成及び立案能力が求められます。そのため、議員研修の充実を図り、この条例の理念を議員に浸透させ、実現できるよう努めることを定めています。
- ・ 議員研修では、幅広い分野の専門家や他自治体議員、あるいは様々な層の市民と積極的に交流、研究会の開催に努めることを定めています。
- ・ 条例の目的を議員に浸透させるために、一般選挙後速やかに議員研修を行うことを規定しております。

(議会図書室の充実)

**第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。**

【解説】

- ・ 議会は、議員の調査研究の資するために、議会図書館の充実に努めることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

**第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させるとともに、円滑、かつ、効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能強化に努めるものとする。**

【解説】

- ・ 議会は議員の政策形成及び立案能力を高めるため、円滑、効率的な議会運営を行なうため、補助組織として議会事務局を強化、体制整備に努めることを定めています。

#### (附属機関の設置)

**第19条** 議会は、議会内部における検討課題の諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

**2** 前項に定める附属機関を設置するときは、広く市民を交えたものとする。

#### 【解説】

- ・ 議会の内部における検討課題に関し、市民の意見を議会の内部意思の決定に反映させる必要があるときは、別途条例を制定して議会内部に諮問機関として附属機関を設置することができることとします。
- ・ 附属機関を設置する場合は、広く市民の意見を取り入れるように配慮するものとしします。

### 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

#### (議員の政治倫理)

**第20条** 議員は、市民全体の代表者として市政にかかわる責任を深く自覚し、良心と責任感を持って、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めなければならない。

#### 【解説】

- ・ 議員は、政治倫理を自覚し、市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なう事など、市民から疑惑を招くことのないよう、議員としての責務を自覚し、議会の一員としてその使命達成に努めることを定めています。
- ・ 政治倫理に関することは、別に定めます。

#### (議員定数)

**第21条** 議員定数は、議会の活動原則に沿った、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、裾野市議会議員の定数を定める条例（平成14年裾野市条例第13号）で定めるところによる。

**2** 議会は、議員定数の改正に当たっては、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を決定するものとする。

#### 【解説】

- ・ 定数は、裾野市議会議員の定数を定める条例で定めます。
- ・ 地方自治法では、定数の改正は市長からの提案を認めています。市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと定められています。

#### (政務活動費)

**第22条** 会派及び議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、裾野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年裾野市条例第9号）を遵守しなければならない。

**2** 会派の代表者又は議員は、政務活動費の用途について積極的に用途の公開を行い、説明責任を果たさなければならない。

#### 【解説】

- ・ 政務活動費は、裾野市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派あるいは会派に属さない議員に対し交付されます。交付された政務活動費の執行については、

交付に関する条例を遵守し適正に執行しなければならないことを定めています。

- ・また、政務活動費の執行にあたっては、透明性の確保と適正な執行を図り、積極的な使途の公開とともに、説明責任を果たすことを定めています。

#### **(議員報酬)**

**第23条** 議員報酬は、議員としての活動を保障するものであることを基本とし、裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年裾野市条例第7号）で定めるところによる。

**2** 議員報酬の改正に当たって、市民の直接請求による場合又は市長が裾野市特別職報酬等審議会の答申等を経て議案を提出する場合を除き、議員が提出する場合は、市民の意見を参考にするものとする。

#### **【解説】**

- ・議員報酬は、議員としての活動を行ったことに対する対価として支払われます。また、額については、裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められています。
- ・議員報酬を変更するには、市民の直接請求、第3者機関である特別職報酬等審議会の答申等を経て市長が提出する場合および議員が提出する場合がありますが、議員が提出する場合は、市民の意見を参考に、明確な改正理由を付すこととなります。

### 第9章 継続的検証及び見直し

#### **(継続的検証)**

**第24条** 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、この条例の検証及び見直しを行うものとする。

#### **【解説】**

- ・社会情勢の変化や市民の意見を踏まえ、本条例の目的が達成されているかどうかの検証及び条例の見直しは必要不可欠であり、継続的に行うことを定めています。

#### **(委任)**

**第25条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### **【解説】**

- ・本条例を適正に執行するために、規程等この条例を施行するために必要な事項を定めることを規定しています。

附 則（平成24年条例28号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。